

伊賀市体育施設指定管理業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、伊賀市体育施設（上野運動公園（野球場・競技場・スポーツセンター・テニスコート・多目的グラウンド）、上野緑ヶ丘テニスコート、伊賀上野武道館、ゆめが丘テニスコート、ゆめが丘多目的広場、伊賀市民体育館、伊賀市民弓道場、伊賀市民体育館管理棟、島ヶ原運動広場、阿山第1運動公園、阿山第2運動公園、青山グラウンド、阿山B&G海洋センター、阿山B&G海洋センター艇庫、大山田B&G海洋センター、大山田B&G海洋センター艇庫）（以下「本施設」という。）の指定管理者が行う管理の基準、業務の詳細、履行の方法等について定めるものとする。

2 定義

この仕様書における用語の意義は、別に定めのあるものを除くほか、基本協定において使用する用語の例による。

3 本施設の設置目的

市民の体育向上及びレクリエーション活動の振興を図る。

4 本施設の管理に関する基本的な考え方

(1) 指定管理者は、本施設の管理について権限と責任を有し、本施設の管理に関する業務を市に代わって行うことから、本施設の適正な管理を確保しつつ、提供するサービスの質の向上を図らなければならない。

(2) 指定管理者は、次に掲げる事項に基づいて本施設の管理を行うものとする。

ア 本施設の設置目的の達成に向けた管理を行うこと。

イ 市とパートナーシップを築き、密接に連携を図りながら管理を行うこと。

ウ 法令等を遵守して適正に管理を行うこと。

(ア) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(イ) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(ウ) 伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年伊賀市条例第14号）

(エ) 伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年伊賀市規則第16号）

(オ) 伊賀市体育施設条例（平成16年伊賀市条例第254号）（以下「施設条例」という。）

(カ) 伊賀市体育施設条例施行規則（平成26年伊賀市規則第28号）（以下「施行規則」という。）

(キ) 伊賀市個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年伊賀市条例第1号）

(ク) その他関連法規・通知・要領等

本契約期間中に各号に規定する法令、条例及び規則に変更があった場合は、改正された内容をもって仕様とする。

- エ 本施設が公の施設であることを念頭において、公平な管理を行うこととし、特定の者に有利あるいは不利になる管理をしないこと。
- オ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に規定する差別を解消するための措置を講じること。
- カ 本施設の特性を最大限に活用できるよう創意工夫に基づく効果的な管理を行い、質の高いサービスの提供に努めること。
- キ 利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な保守管理を行うこと。
- ク 利用者の意見を反映させ、その満足度の向上に努めること。
- ケ 効率的な管理を行い、経費の縮減に努めること。
- コ 伊賀市スポーツ推進計画及び伊賀市スポーツ施設再編・整備計画（伊賀市スポーツ施設ストック適正化計画）の趣旨を理解し業務に努めること。

5 使用時間

別表 1 のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、臨時に変更することができる。休館日はなし。

6 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う本施設の管理に関する業務は、運営業務、保守管理業務、企画業務（自主事業を除く。）その他の指定管理業務とする。

企画業務とは、施設の設置目的を達成するため、次の事業を実施することをいう。

ア 指定事業 事業の内容等を市が指定する事業

イ 提案事業 事業の内容等を指定管理者が提案する事業

7 運営業務

(1) 人員配置等に関すること。

ア 本業務を実施するために必要な業務体制を確保するとともに、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）を遵守し、本業務を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の従業員を配置すること。

イ 管理責任者 1 人を配置すること。

ウ 業務に支障がないよう従業員の勤務体制を調整すること。

エ 管理責任者又はその職務代理者のいずれかを施設に常駐させること。

オ B & G 海洋センターに次の資格者を配置すること。

施設名	必要とする資格	必要人数
大山田 B & G 海洋センター	B & G 財団認定指導員センター・インストラクター（※指定期間の初年度に	1 名以上

	限り、資格を取得するための養成研修への参加でも可)	
阿山B&G海洋センター	同上	同上

カ ゆめが丘多目的広場で使用する自走式照明車（以下、「照明車」）の操作に対応できる職員を配置すること。

キ 従業員に対して、人権研修及び接遇研修その他業務に必要な研修を年1回以上実施すること。

(2) スケジュール管理に関すること。

ア 施設利用の年間スケジュールの調整

イ 種目協会・連盟・各種団体とのスケジュールの調整

ウ 大会・イベント等の主催者との事前打ち合わせ

エ 施設別年間利用予定表の作成

(3) 事故・緊急時（救急・火災等災害）の対応に関すること。

ア 利用者の避難誘導等

・けが人の応急処置

・緊急車両の出動要請

イ 消防訓練の実施（年2回）

ウ 普通救命講習の実施及び受講（年1回）

(4) 施設の使用に関すること。

ア 施設の使用申請を受け付け、使用を許可すること。

イ 使用申請等の手続について必要な助言を行うこと。

ウ 使用許可、使用許可事項の変更、使用許可の取消し等に関しては、施設条例及び施行規則の定めるところにより処理すること。

エ 使用申請の受付及び許可に当たって、必要な帳簿を作成すること。

オ 施設の臨時の休館について、必要な情報発信を行うこと。

カ 施設予約台帳・施設利用申請書等の管理を行うこと。

(5) 施設の利用促進に関すること。

ア 施設の利用案内、パンフレット等を作成すること。

イ 指定管理者が管理するホームページに、施設の利用案内、各種事業の案内等を掲載し、利用者への情報提供及び新たな利用者確保のための広報を行うこと。

ウ 窓口、電話等での問い合わせや施設見学等への対応を行うこと。

(6) 利用料金に関すること。

ア 利用料金を設定すること。

イ 利用料金を徴収すること。

ウ 利用料金の減免及び返還を行うこと。

エ 利用料金の設定、徴収、減免及び返還に関しては、施設条例及び施行規則の定めるところにより処理すること。

(7) サービスの向上に関すること。

- ア 施設利用者を対象に本施設において提供するサービスの評価に関するアンケートを行うこと。
 - イ 施設利用者が自由に意見を記述し、投函できるご意見箱等を常設すること。
 - ウ 施設利用者の意見や要望を把握し自己評価を行い、適切かつ効果的な管理運営に努めること。
 - エ 各種競技団体、各地区スポーツ協会等から施設の改善点、要望等の意見を収集し、施設の管理運営に反映させるよう努めること。
- (8) 苦情対応に関すること。
- ア 利用者や市民等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応すること。
 - イ 苦情の内容及び処理状況を速やかに市へ報告すること。
 - ウ 苦情に対する処理方法について、必要に応じて市と協議を行うこと。
- (9) B & G 海洋センターに関すること。
- ア 公益財団法人 B & G 財団（以下「B & G 財団」という。）及び本市との譲渡契約を遵守すること。
 - イ 気象等の自然状況を常に的確に把握し、カヌー教室等の実施の可否を適切に判断すること。
 - ウ 体育館・艇庫・プールなど各施設の見やすい場所に利用者心得を掲示すること。
 - エ B & G 財団ホームページにより体育施設等及びプール施設の利用者の報告を毎日行うこと。
 - オ B & G 財団への月次報告を行うこと。
 - カ B & G 財団が行う評価を現在の「特 A」を維持するよう努めること。
 - キ 施設活動使用料の徴収、支払い事務を行うこと。
 - ク 海洋スポーツを実施するにあたり、不測の事態に備え、常に救助体制を整えること。
- (10) その他の運営業務に関すること。
- ア 拾得物・遺失物の受付・保管業務を行うこと。
 - イ 伊賀市広報の取扱事務を行うこと。
 - ウ 照明車の第三者への貸出しは、別紙「自走式照明車使用規程」に基づき行うこと。
 - エ 教育委員会との連絡調整を行うこと。
 - オ 市が主催するスポーツ大会等へ協力すること。

8 保守管理業務

- (1) 本施設の施設及び設備の保守管理に関すること。
- ア 本施設の施設及び設備について、別表 2 に掲げる保守管理を行うこと。
 - イ 本施設の施設及び設備の保守管理上の不具合（軽微な場合を除く。）を発見した場合は、速やかに市へ連絡すること。
 - ウ 関係業者（施設維持管理・保守・修繕等）との連絡調整を行うこと。
 - エ 必要な消耗品を適宜購入し、管理を行うこと。
 - オ 本施設の管理に必要となる電気、ガス、上下水道、通信に係る供給契約又は使用契

約について、契約者を市から指定管理者に変更すること。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(2) 備品等の保守管理に関すること。

基本協定書に記載のとおり。

9 企画業務

(1) 指定事業

別表 3 に掲げる事業を行うこと。

(2) 提案事業

ア 施設の特徴を活かし、その設置目的を達成するための事業を行うこと。

イ 事業計画書に記載した提案事業とは別に、提案事業を実施する場合は、事前に市の承認を得ること。

ウ 事業計画書に記載した提案事業の内容を変更する場合は、市と協議し、その承認を得ること。

10 その他の指定管理業務

(1) 事業実施計画書等の作成及び提出に関すること。

指定管理者は、各事業年度開始前に当該年度の事業実施計画書及び収支計画書を市の定める様式により作成、提出し、市の承認を得ること。記載内容は、以下のとおりとする。

ア 事業実施計画書

運營業務、保守管理業務、企画業務、その他の指定管理業務及び自主事業について記載すること（自主事業については実施を予定している場合のみ記載すること。）。

イ 収支計画書

指定管理事業に係る収支と自主事業に係る収支を区分し作成すること。

(2) 月次業務報告書の作成及び提出に関すること。

指定管理者は、月ごとに月次業務報告書を市の定める様式により作成し、翌月 15 日（その日が休日（土日祝祭日）であるときには、その翌日）までに市へ提出すること。記載内容は、以下のとおりとする。

ア 運營業務の履行状況

- ・人員配置等の状況
- ・施設の使用許可の状況
- ・利用促進の取組み
- ・利用料金の収入等の状況
- ・施設利用者の意見・要望、苦情等の発生及び対応状況
- ・利用者アンケートの実施状況

イ 保守管理業務の履行状況

- ・施設、設備及び備品等の維持管理等の実施状況

- ・施設、設備及び備品等の不具合等の発生及び対応状況
 - ・備品の新設及び撤去の状況
 - ウ 企画業務の履行状況（指定管理者の行う業務に企画業務がある場合のみ）
 - ・指定事業の実施状況
 - ・提案事業の実施状況
 - エ その他
 - ・管理上の特記事項
- (3) 事業報告書等の作成及び提出に関すること。
- 指定管理者は、前年度の事業報告書及び収支決算書を市の定める様式により作成し、毎年度終了後２か月以内に市へ提出すること。記載内容は、以下のとおりとする。
- ア 施設の使用の状況
 - イ 利用料金の収入等の状況
 - ウ 管理に関する収支状況
 - エ 運営業務に関する事業報告
 - オ 保守管理業務に関する事業報告
 - カ 企画業務に関する事業報告
 - キ その他の指定管理業務に関する事業報告
 - ク その他特記事項
- (4) 団体等の決算書の提出に関すること。
- 指定管理者は、事業報告書の提出に併せて団体等の決算書を提出すること。
- (5) 人権研修実施報告書の作成及び提出に関すること。
- 指定管理者は、前年度に実施した人権に関する研修の実績報告書を作成し、事業報告書に併せて市へ提出すること。記載内容は、以下のとおりとする。
- ア 人権に関する研修の実施状況

実施日、参加者数、研修内容等について記載すること。
 - イ 研修の効果等

研修参加者から研修に関するアンケートやレポートを徴するなどし、その結果を踏まえた研修の効果等について記載すること。
- (6) モニタリングに関すること。
- ア 業務の質とサービスの向上を図ることを目的に自己評価を行い、その結果を市の定める様式にまとめ、市が指定する期日までに提出すること。
 - イ 市がモニタリングに際して行う実地調査に協力すること。
- (7) 連絡調整に関すること。
- ア 市と連携を図り適切な管理を行うため、必要に応じて連絡調整会議を開催すること。
 - イ 市から会議の開催の要求があったときは、これに応じること。
- (8) 指定期間の終了に際して行う引継業務に関すること。
- ア 指定期間の終了又は指定の取消し等により指定管理者でなくなるときは、次期指定管理者又は市が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。

イ 次期指定管理者又は市へ業務を引き継ぐに当たっては、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要な書類及び電子データを遅滞なく提供するものとする。

ウ 指定期間の終了前に受け付けた施設の利用予約に関する申し送りを遺漏なく行うこと。

11 自主事業

指定管理者は、指定管理業務の範囲外で本施設を使用して自主事業を行うことができる。なお、自主事業は、次の２種に区分する。

ア 施設利用事業 一利用者として本施設を使用して行う事業をいう。

イ 目的外事業 本施設の一部をその設置目的以外の目的に使用して行う事業をいう。

(1) 自主事業の実施に関すること。

ア 自主事業は、指定管理者の自己資金で実施すること。

イ 自主事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者が負うこと。

ウ 施設利用事業を行う場合は、利用者として使用許可申請を行うこと。この場合において、自らを他の利用者に優先して取り扱わないこと。

エ 施設利用事業を行う場合は、当該事業に係る施設の利用料金を自主事業に係る会計から支出し、指定管理事業に係る会計で収納すること。

オ 目的外事業を実施する場合は、市に事業計画書等を提出し、事前に承認を受けること。また、行政財産の目的外使用申請を行うこと。

(2) 自主事業の経理に関すること。

ア 自主事業に関する収支については、指定管理事業に関する収支と区分して管理すること。

12 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理等について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が協議し決定する。

別表 1

伊賀市体育施設使用時間

施設名	使用時間	備考
上野運動公園野球場	午前 6 時から午後 10 時まで	
上野運動公園競技場	午前 6 時から午後 5 時まで	夏季期間は、午後 7 時まで
上野運動公園スポーツセンター	午前 9 時から午後 10 時まで	
上野運動公園テニスコート	午前 9 時から午後 10 時まで	
上野運動公園多目的グラウンド	午前 6 時から午後 5 時まで	夏季期間は、午後 7 時まで
上野緑ヶ丘テニスコート	午前 8 時から午後 5 時まで	
伊賀上野武道館	午前 9 時から午後 10 時まで	
ゆめが丘テニスコート	午前 9 時から午後 9 時まで	
ゆめが丘多目的広場	午前 6 時から午後 9 時まで	
伊賀市民体育館	午前 9 時から午後 10 時まで	
伊賀市民弓道場	午前 9 時から午後 10 時まで	
伊賀市民体育館管理棟	午前 9 時から午後 10 時まで	
島ヶ原運動広場	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	夏季期間は、午後 7 時まで
阿山第 1 運動公園	午前 9 時から午後 10 時まで	
阿山第 2 運動公園	午前 9 時から午後 5 時まで	夏季期間は、午後 7 時まで
青山グラウンド	午前 9 時から午後 10 時まで	
阿山 B & G 海洋センター	午前 9 時から午後 10 時まで	
阿山 B & G 海洋センター艇庫	午前 9 時から午後 5 時まで	
大山田 B & G 海洋センター	午前 9 時から午後 10 時まで	
大山田 B & G 海洋センター艇庫	午前 9 時から午後 5 時まで	

備考 1 夏季期間とは、4月1日から9月30日までのことをいう。

2 夜間の使用については、照明設備を使用すること。

別紙 自走式照明車使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊賀市ゆめが丘多目的広場における夜間照明のために購入した自走式照明車（以下「照明車」という。）の他所における使用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用制限)

第2条 照明車の他所における使用は、伊賀市及び伊賀市教育委員会の主催事業等に限る。ただし、災害時等の使用については、この限りではない。

(使用申請)

第3条 使用申請は、使用者が指定管理者に申請することとする。ただし、目的外使用となる場合については、事前に伊賀市からの許可を得ること。

(使用料及び経費)

第4条 利用料金は、伊賀市体育施設条例の規定によるものとし、移送、操作等の特別な経費については、指定管理者の請求により、使用者が負担するものとする。

(賠償責任)

第5条 照明車の移送及び操作に伴い発生した事故等についての一切の責任は、指定管理者が負うものとする。

別表 2

1 上野運動公園野球場 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	グラウンド、本部棟 観客席、トイレの清掃	随時
定期掃除	床、窓ガラスの定期的な清掃	随時
設備総合巡視点検	浄化槽設備等の点検	年 1 回
内野整備業務	・ 日常グラウンド整備及び黒土補充 ・ グラウンド掘起し ・ 不陸整正（年 1 回以上） 補充土敷均、整正、転圧 ・ 表面処理工（年 1 回以上） 化粧砂 0. 3 mm 3 k g / m² 塩化カルシウム 0. 5 k g / m² ・ ポイントコーナー杭取替 3 0 箇所（年 1 回以上） ・ 周辺倉庫の鍵管理 ・ 設備等の使用の指導 ・ 照明設備の管理	適宜
植栽管理	灌水・施肥・害虫防除・剪定を計画的に実施し、樹木を適正に管理すること	適宜
植栽剪定・除草	草刈作業・抜根除草作業・除草剤散布を計画的に実施すること	適宜
外構・排水桝清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
競技用芝生管理	競技用グラウンドとして供するために芝刈・施肥・薬剤散布・種子更新・目砂・通気作業等の必要な作業を計画的に実施し、芝生を適正に管理すること	適宜
一般廃棄物収集運搬処理	・ 廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・ 伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・ 可燃ごみは伊賀市一般廃棄物	随時

	収集計画に基づき処理すること ・ 其他のごみは各処理施設へ 持ち込み処理すること	
小修繕	1 件あたりの費用が 30 万円以内 のもの	必要に応じて随時
其他施設の修繕	1 件あたりの費用が 30 万円以内 のもの	必要に応じて随時

2 上野運動公園競技場 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	グラウンド、トラック、アウトフィールド、芝生スタンド、観客席、本部棟、更衣室の清掃	随時
定期掃除	定期掃除	随時
設備総合巡視点検	設備総合巡視点検	随時
非常用発電機点検	非常用発電機点検	随時
消防用設備点検	機器点検 総合点検	年 2 回 年 1 回
空調設備点検	空調設備点検	年 1 回
自家用工作物点検	保守点検及び検査	月 1 回
グラウンド管理業務	トラックの転圧・氷上防止・防塵作業・除草、サッカー利用時のライン引き	適宜
植栽管理	灌水・施肥・害虫防除・剪定を計画的に実施し、樹木を適正に管理すること	随時
植栽剪定・除草	草刈作業・抜根除草作業・除草剤散布を計画的に実施すること	随時
競技用芝生管理	競技用グラウンドとして供するために芝刈・施肥・薬剤散布・種子更新・目砂・通気作業等の必要な作業を計画的に実施し、芝生を適正に管理すること 灌水作業・オーバーシード作業・更新作業等を含む	適宜
芝刈作業	芝刈・施肥・薬剤散布・通気作業等必要な作業を計画的に実施し、芝生を適正に管理すること	適宜
外構・排水桝清掃	外構・排水桝清掃	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること	随時

	・ 其他のごみは各処理施設へ 持ち込み処理すること	
小修繕	1 件あたりの費用が 30 万円以内 のもの	必要に応じて随時
其他施設の修繕	1 件あたりの費用が 30 万円以内 のもの	必要に応じて随時

3 上野運動公園スポーツセンター 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	1 階（事務室、エントランス、会議室、和室、倉庫 2 ヶ所、トイレ、湯沸室）の清掃	随時
管理業務	ガスヒートポンプ保守点検 フィルター清掃 給湯器保守点検	年 1 回 年 2 回 年 1 回
定期掃除	床、窓ガラス等の定期的な清掃	随時
空調設備点検	機能維持のための点検	年 1 回
外構・排水桝清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
設備総合点検	設備総合巡視点検	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・ 廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・ 伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・ 可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・ その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1 件あたりの費用が 30 万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1 件あたりの費用が 30 万円以内のもの	必要に応じて随時

4 上野運動公園テニスコート 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	コート、休憩所、更衣室、トイレ、駐車場の清掃	随時
空調設備点検	機能維持のための点検	随時
管理業務	テニスコートへの砂の補充 流出した砂の処理 コイン式照明設備管理	適宜
植栽管理	灌水・施肥・害虫防除・剪定を計画的に実施し、樹木を適正に管理すること	随時
植栽剪定・除草	草刈作業・抜根除草作業・除草剤散布を計画的に実施すること	随時
外構・排水桝清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
設備総合点検	機能維持のための点検	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・ 廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・ 伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・ 可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・ その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1 件あたりの費用が 30 万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1 件あたりの費用が 30 万円以内のもの	必要に応じて随時

5 上野運動公園多目的グラウンド 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	施設内の清掃	随時
植栽管理	灌水・施肥・害虫防除・剪定を計画的に実施し、樹木を適正に管理すること	随時
植栽剪定・除草	草刈作業・抜根除草作業・除草剤散布を計画的に実施すること	随時
外構・排水桝清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時

6 上野緑ヶ丘テニスコート 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	コート、クラブハウス、倉庫の清掃	随時
外構・排水桝清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
管理業務	テニスコートの整地・転圧、氷上防止、防塵作業	適宜
一般廃棄物収集運搬処理	・ 廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・ 伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・ 可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・ その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1 件あたりの費用が 30 万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1 件あたりの費用が 30 万円以内のもの	必要に応じて随時

7 伊賀上野武道館 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	柔剣道場、倉庫、トイレ、会議室、更衣室、事務室、駐車場、駐輪場の清掃	随時
定期掃除	柔剣道場床面、柔道用畳、床、窓ガラス等の定期的な清掃	年1回以上
特別清掃	柔剣道場床面、柔道用畳	随時
設備総合巡視点検	浄化槽設備等巡視点検	随時
消防用設備点検	機器点検 総合点検	年2回 年1回
空調設備点検	機能維持のための点検	年1回以上
植栽管理	灌水・施肥・害虫防除・剪定を計画的に実施し、樹木を適正に管理すること	随時
植栽剪定・除草	草刈作業・抜根除草作業・除草剤散布を計画的に実施すること	随時
外構・排水桝清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時

8 ゆめが丘テニスコート 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	コート、休憩所の清掃	随時
管理業務	テニスコートへの砂の補充 流出した砂の処理 設備管理	適宜
一般廃棄物収集運搬処理	・廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1件あたりの費用が 30 万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1件あたりの費用が 30 万円以内のもの	必要に応じて随時

9 ゆめが丘多目的広場 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	グラウンド、クラブハウス、トイレ、駐車場（管理区分有）の清掃	随時
機械警備点検	無人時の警備等	随時
植栽管理	灌水・施肥・害虫防除・剪定を計画的に実施し、樹木を適正に管理すること	随時
照明車管理	車検、架台点検 照明車利用時の操作	適宜
植栽剪定・除草	灌水・施肥・害虫防除・剪定を計画的に実施し、樹木を適正に管理すること	随時
競技用芝生管理	競技用グラウンドとして供するために芝刈・施肥・薬剤散布・種子更新・目砂・通気作業等の必要な作業を計画的に実施し、芝生を適正に管理すること	適宜
外構・排水桝清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時

10 伊賀市民体育館 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	アリーナ、器具庫、用具庫、放送室、ピアノ収納庫、ステージ、2階南北会議室、キャットウォーク、外周廊下、トイレ、駐車場、駐輪場の清掃	随時
定期掃除	床、窓ガラス等の定期的な清掃	年1回以上
特別清掃	アリーナ床面	随時
消防用設備点検	機器点検 総合点検	年2回 年1回
管理業務	フィルター清掃	年2回
空調設備点検	機能維持のための点検	年1回以上
機械警備点検	施設無人時の警備等	年1回
植栽剪定・除草	草刈作業・抜根除草作業・除草剤散布を計画的に実施すること	随時
外構・排水桝清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時

11 伊賀市民弓道場 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	道場、玄関ホール、更衣室、審判員室、道場西・北側通路、矢追道、的屋、南側通路、スロープ、駐車場の清掃	随時
定期掃除	床、窓ガラス等の定期的な清掃	年1回以上
特別清掃	道路床面	随時
植栽管理	害虫防除・剪定等を計画的に実施し、樹木を適正に管理すること	随時
植栽剪定・除草	草刈作業・抜根除草作業・除草剤散布を計画的に実施すること	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
外構・排水桝清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
芝生管理	芝矢道として供するために芝刈・薬剤散布等の必要な作業を計画的に実施し、芝生を適正に管理すること	適宜
小修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時

12 伊賀市民体育館管理棟 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	風除室、事務室、多目的室、トイレ、更衣室、シャワー室、多目的トイレ、授乳室、スロープ、駐車場の清掃	随時
定期掃除	床、窓ガラス等の定期的な清掃	年1回以上
消防用設備点検	機器点検 総合点検	年2回 年1回
機械警備点検	無人時の機械警備等	随時
外構・排水桝清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時

13 島ヶ原運動広場 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	グラウンド、トイレ、駐車場の清掃	随時
植栽管理	灌水・施肥・害虫防除・剪定を計画的に実施し、樹木を適正に管理すること	随時
管理業務	グラウンド整備・土補充等設備等の使用の指導	適宜
植栽剪定・除草	草刈作業・抜根除草作業・除草剤散布を計画的に実施すること	随時
外構・排水桝清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時

14 阿山第1運動公園 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	グラウンド、トイレ2ヶ所、屋内 ゲートボール場、テニスコート、 管理棟、駐車場の清掃	随時
管理業務	グラウンド整備・土補充等 設備等の使用の指導 照明設備管理 屋内ゲートボール場内整備 テニスコートの整備	適宜
一般廃棄物収集運搬処理	・廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時

15 阿山第2運動公園 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	グラウンドの清掃	随時
植栽管理	害虫防除・剪定を計画的に実施し、樹木を適正に管理すること	随時
競技用芝生管理	競技用グラウンドとして供するために芝刈・施肥・薬剤散布・種子更新・目砂・通気作業、オーバーシード・更新作業等の必要な作業を計画的に実施し、芝生を適正に管理すること	適宜
植栽剪定・除草	草刈作業・抜根除草作業・除草剤散布を計画的に実施すること	随時
外構・排水桝清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時

16 青山グラウンド 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	グラウンド、遊歩道、観客席、管理棟、休憩所、多目的広場、駐車場の清掃	随時
定期掃除	床、窓ガラス等の定期的な清掃	年1回以上
機械警備点検	無人時の警備	随時
自家用工作物点検	保守点検及び検査	月1回
植栽管理	灌水・施肥・害虫防除・剪定を計画的に実施し、樹木を適正に管理すること	随時
管理業務	グラウンド整備・土補充等	
植栽剪定・除草	草刈作業・抜根除草作業・除草剤散布を計画的に実施すること	随時
外構・排水桝清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時

17 阿山B&G海洋センター 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	エントランス、アリーナ、トレーニングルーム、和室、ミーティングルーム、トイレ、更衣室、プール、プールサイド、駐車場の清掃	随時
定期掃除	床、窓ガラス等の定期的な清掃	年1回以上
特別清掃	アリーナ、トレーニングルーム、ミーティングルーム、エントランス、廊下の床面、プール槽、プールサイド、プール上屋	随時
消防用設備点検	機器点検 総合点検	年2回 年1回
プール管理業務	①使用開始に伴う業務 ・プール槽、プールサイド、更衣室等の清掃 ・プール槽水張り ・シャワーセンサー稼動確認 ・凍結防止栓の閉鎖 ・プール備品の確認 ②使用終了後に伴う業務 ・プールサイド、更衣室等の清掃 ・凍結防止栓の開放 ・プール備品の確認 ③水質管理業務 ・水質検査の実施（月1回） 検査項目（遊泳用プールの衛生基準による） ・遊離残留塩素濃度の測定（随時） ・PH値の測定（随時） ・プール槽浮遊ゴミ等の除去 ・気温・室温・水温の測定（随時） ・ろ過機等の運転 逆洗（3～7日に1回）	

	・各薬注機の運転、薬注タンクへの薬品補充、薬品管理	
空調設備点検	機能維持のための保守点検	年 1 回以上
機械警備点検	無人時の機械警備	随時
自動扉点検	機能維持のための保守点検	年 2 回
自家用工作物点検	点検及び検査	月 1 回
植栽管理	灌水・施肥・害虫防除・剪定を計画的に実施し、樹木を適正に管理すること	随時
植栽剪定・除草	草刈作業・抜根除草作業・除草剤散布を計画的に実施すること	随時
外構・排水桝清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1 件あたりの費用が 30 万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1 件あたりの費用が 30 万円以内のもの	必要に応じて随時

18 阿山B&G海洋センター艇庫 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	舟艇保管庫、トイレ、更衣室、ボートヤード、浮き桟橋、駐車場の清掃	随時
艇庫管理業務	①使用開始に伴う業務 ・ 舟艇・備品の確認 ・ 艇庫内外、更衣室、ボートヤード・スロープの清掃 ・ シャワー稼動確認 ・ 水道栓の開放 ②使用終了に伴う業務 ・ 舟艇・備品の確認 ・ 艇庫内外、更衣室、ボートヤード・スロープの清掃 ・ 水道栓の閉鎖 ③舟艇管理 ・ F R P艇保全管理 ・ 舟艇艀装品管理 ・ 安全器材管理	
外構・排水桧清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・ 廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・ 伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・ 可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・ その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時

19 大山田B&G海洋センター 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	エントランス、アリーナ、トレーニングルーム、和室、ミーティングルーム、トイレ、更衣室、プール、プールサイド、駐車場の清掃	随時
定期掃除	床、窓ガラス等の定期的な清掃	年1回
特別清掃	アリーナ、トレーニングルーム、ミーティングルーム、エントランス、廊下の床面、プール槽、プールサイド、プール上屋、柔道用畳	随時
消防用設備点検	機器点検 総合点検	年2回 年1回
プール管理業務	①使用開始に伴う業務 ・プール槽、プールサイド、更衣室等の清掃 ・プール槽水張り ・シャワーセンサー稼動確認 ・凍結防止栓の閉鎖 ・プール備品の確認 ②使用終了後に伴う業務 ・プールサイド、更衣室等の清掃 ・凍結防止栓の開放 ・プール備品の確認 ③水質管理業務 ・水質検査の実施（月1回） 検査項目（遊泳用プールの衛生基準による） ・遊離残留塩素濃度の測定（随時） ・PH値の測定（随時） ・プール槽浮遊ゴミ等の除去 ・気温・室温・水温の測定（随時） ・ろ過機等の運転 逆洗（3～7日に1回）	随時

	・各薬注機の運転、薬注タンクへの薬品補充、薬品管理	
空調設備点検	機能維持のための点検	年1回以上
機械警備点検	無人時等の機械警備	随時
自動扉点検	機能維持のための点検	年2回
自家用工作物点検	保守点検及び検査	月1回
植栽管理	灌水・施肥・害虫防除・剪定を計画的に実施し、樹木を適正に管理すること	随時
植栽剪定・除草	草刈作業・抜根除草作業・除草剤散布を計画的に実施すること	随時
外構・排水桝清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時

20 大山田B&G海洋センター艇庫 保守管理等業務

業務	業務内容	頻度
日常清掃	舟艇保管庫、トイレ、更衣室、ボートヤード、浮き桟橋、駐車場の清掃	随時
植栽剪定・除草	草刈作業・抜根除草作業・除草剤散布を計画的に実施すること	随時
艇庫管理業務	①使用開始に伴う業務 ・舟艇・備品の確認 ・艇庫内外、更衣室、ボートヤード・スロープの清掃 ・シャワー稼動確認 ・水道栓の開放 ②使用終了に伴う業務 ・舟艇・備品の確認 ・艇庫内外、更衣室、ボートヤード・スロープの清掃 ・水道栓の閉鎖 ③舟艇管理 ・FRP艇保全管理 ・舟艇艀装品管理 ・安全器材管理	
外構・排水桧清掃	外構の清掃及び維持管理	随時
一般廃棄物収集運搬処理	・廃棄物を廃棄物処理業者等に処理を行わせること ・伊賀市の廃棄物分別区分を遵守して分別を行うこと ・可燃ごみは伊賀市一般廃棄物収集計画に基づき処理すること ・その他のごみは各処理施設へ持ち込み処理すること	随時
小修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時
その他施設の修繕	1件あたりの費用が30万円以内のもの	必要に応じて随時

別表 3 指定事業一覧

事業名	スポーツ普及促進事業
実施時期	通年
実施回数	4 回/年程度
目的	スポーツを行っていない子どもや大人が、スポーツを始めるきっかけ作りを行い、競技人口の増加に繋げる。
内容	スポーツを始めるきっかけ作りとして、スポーツを始めたい人向けの教室を開催する。個人種目、団体種目を問わず、市のスポーツ振興の中心となる各種スポーツ団体の指導者から指導を受けてスポーツを始めるきっかけ作りとする。
実施条件	公認スポーツ指導者等の知識や指導の実績があるものが指導を行う。